

八街市 協働のまちづくり指針

素案

八街市

平成27年 月

目 次

はじめに

- 1 八街市のまちづくりの現状と課題
 - (1) 市民活動・地域の現状
 - (2) 行政の現状
 - (3) 市民と行政との関係をめぐる現状

- 2 協働のまちづくりの考え方
 - (1) 協働の定義と領域
 - ①協働とは
 - ②協働の領域
 - ③協働の原則（市民と行政が協働を進める上で配慮すること）
 - (2) 共通の視点
 - ①問題や課題の把握とその共有化
 - ②協働に対する意識の向上
 - ③連携や支援の充実
 - ④地域資源の活用
 - ⑤協働をめぐる制度・環境の整備

- 3 協働のまちづくりの方向性
 - (1) 市民活動・地域における環境・仕組みづくり
 - ①活動主体の（地域の諸団体）のあり方
 - ②活動主体が相互に連携できる環境
 - ③地域資源が循環する取り組み
 - (2) 行政における環境・仕組みづくり
 - ①市民参加の環境
 - ②市民活動・地域活動への支援
 - ③地域資源を活用する体制（制度、手続き）

- 4 八街市協働のまちづくり行動理念
※8つの行動理念

- 5 協働のまちづくりのアイデア（分科会報告より）
 - (1) 地域における取り組み方法
 - (2) 行政における取り組み方法
 - (3) 市民と行政との関係を充実させる方法

おわりに

はじめに

昭和29年11月1日に八街町と川上村が合併し、八街町が誕生しました。

その後、バブル期において、都心の地価が高騰する中、都心まで50km圏内という地理的条件から本市へ住宅地を求めた働き盛りの現役世代が転入し、数多くの人びとを受け入れながら本市は発展してきました。そして、平成4年4月1日には市制施行により千葉県30番目の市として八街市が誕生しました。

平成17年には、77,719人まで人口が増加しましたが、その後、徐々に減少し、近年では少子高齢化・人口減少が急速に進んでいます。

このような中で、本市のまちづくりの課題としては、住民自治の基本となる組織である区（自治会）において、地域コミュニティの衰退が顕著に表れており、区加入率は51.5%（平成26年度現在）と、年々加入者が減少し、地域の担い手の減少が大きな課題となっています。

また、行政においても、地方分権の推進や景気低迷による財政状況の悪化など、地方公共団体を取り巻く環境は変化しており、今後の行政運営を持続可能なものとするために、行財政改革による徹底したコスト削減や事務効率の向上に取り組む、多様な市民ニーズに対応すべく全庁的に取り組んでいるところです。

しかし、コスト削減などの取り組みだけでは、活発な行政運営を行っていくことは困難であり、活力あるまちづくりを進めるためには、時代に合ったきめ細かい新たな住民サービスを提供していく必要がありますが、財政状況の悪化により新規事業を行うことが困難な状況となっています。

八街市総合計画2005においては、まちづくりの基本理念として、「ふるさとを守り育て、活力や文化の薫りに満ち、心安らぐまちづくりを、市民と行政の協働により進めます。」と謳っており、市民とともにまちづくりを行っていくことを掲げています。

近年では、地域社会の課題として、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て、防犯、防災、環境、都市基盤、教育など様々な課題が複雑・多様化しており、行政だけでは十分な対応が不可能な事例も見受けられます。

こうしたことから、まちづくりを行う活動主体として、行政だけではなく、市民、いわゆる区（自治会）、NPO法人、ボランティア団体、学校、企業などあらゆる団体・組織や個人が地域活動の担い手となり、それらが連携し合い、地域活性化の実現のため「協働のまちづくり」の必要性が注目されています。

こうした様々な活動主体がお互いの長所を活かし、補完し合いながら一つの共通課題を解決するための協働のまちづくりに関する仕組みを構築することが本市にも求められています。

このような考えから、この指針を本市の協働によるまちづくりの基礎とし、市民と行政の協働の取り組みを積極的に推進していきます。

1 八街市のまちづくりの現状と課題

ここでは、本市におけるまちづくりの現状と課題を掲載し、現在、本市が抱える問題・課題を市民と行政が共有し、共に連携して協働によるまちづくりを推進し課題解決すべき事項・現状を確認します。

(1) 市民活動・地域の現状

①景気の低迷

日本経済の長引く景気の低迷により、社会的な格差が広がり、企業の雇用体系においては、非正規雇用の拡大など雇用・労働環境の悪化が進み、平均年収の減少による家計への影響などから、共働き世帯が増加し、女性の就業率も上昇したことから、育児や介護を家族で担うことが困難な環境が見受けられます。

また、経済的弱者となった現役世代は、将来の生活に不安を抱く傾向にあり結婚することをためらう人も多く、そのことが少子化に影響している側面があります。

②少子高齢化・人口減少社会の本格化

本市の人口は、平成17年1月には77,719人まで増加しましたが、その後は減少傾向に転じ、平成26年12月時点で73,461人となっています。

また、本市の合計特殊出生率は平成25年時点で1.11と低い水準となっており、年々15歳未満の子どもの人数は減少しており、平成26年3月時点の本市の人口に占める15歳未満の割合は11.5%と1割程度となっています。

一方、65歳以上の人が占める人口割合は、23.1%となっており、今後、高齢者の割合は増えることが予測されます。

このような状況から、地域の担い手の高齢化が進み、その後を引き継ぐ現役世代も仕事や子育てなどにかかる負担が増加傾向にある中、地域活動に参加することに負担感や多忙感を感じ参加しにくい状況にあります。

また、ひとり暮らしの高齢者が増加し、地域から孤立してしまうといったケースが見受けられます。

こういった少子高齢化・人口減少社会の問題は、将来、安定した生活を営んでいくうえでの不安感を与える要因となっています。

③地域基盤の流動化

高度経済成長期では、職場や学校などが地域とかかわるつなぎ役として機能していたが、現在では企業は経営の合理化などで地域へ目を向ける余裕がなくなり地域のまちづくりに参加する機会が減少し、学校の教育現場では、教育指導方針の変化などで学校に求められる役割が多くなり地域にかかわることが少なくなっていました。

こうしたことから、それらを通じて地域活動に参加するきっかけが減少し、地域との係わりが薄れたことと、それに伴い、子どものいない家庭や独身者が増加する中、個人化の意識が高くなり、自ら進んで地域活動に参加する人も少なくなっています。

本市においては、39の行政区があるが、その区への加入率は51.5%（平成26年度現在）と約半数の世帯にまで減少し、地域活動の基礎となる自治会への参加者が減り、住民自治の地域課題への関心が薄れてきています。また、地域活動の基礎となる自治会への加入者が減ることは、その地域におけるコミュニケーションの不足を招き、地域交流の場が衰退することで、地域間の連携や協力がしにくい環境になっています。

このことに加え、既存の地域活動団体においても相互の連携が少なく、活動自体が自己完結する縦割りの関係性が多く見受けられます。

(2) 行政の現状

①社会状況の変化

バブル経済崩壊後、景気が低迷する中、失業者の増加、賃金の減少、非正規雇用の拡大など、国民の所得は減少したことに加え、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、税金を納める人の数も減少してきていることから、自治体の税収は減少しています。また、高齢化が進み、医療費や年金などの社会保障に係る経費も増加し、自治体の財政状況は厳しい状況にあります。

このようなことから、新規に住民サービスを提供する事業を実施することが財政的に困難となり、多様な住民ニーズに対応するサービスを提供することができない環境となっています。

②現場の課題に対する認識の弱さ

行政が行う事業において、従前の方法で行えば問題ないという考えや現場の意見や状況が十分に把握されていない場合が見受けられます。このようなことから、市民が求めるサービスと実際に提供されている行政サービスの内容にズレが生じていることがあります。

また、複雑多岐にわたり多様化する市民ニーズに対し、すべての課題を行政で対応するためには、限られた財源の中では難しい社会となっています。このようなことから、市民ニーズを満たす行政サービスが十分に実施されていない状況にあります。

③独自の政策づくりの弱さ

地方分権により、本市においても少子高齢化・人口減少対策などの独自の施策事業の取り組みが行われていますが、市民や民間企業との連携により、地域課題を解決しようとする発想や取り組みなど、創意工夫がなされた事業の実施が少ない現状となっています。

(3) 市民と行政との関係をめぐる現状

①市民参加や協働に関する環境の乏しさ

市民と行政が様々な場面で共に協力し合い、地域課題に取り組むことがありますが、より多くの課題を解決するためには、双方が話し合う機会が必要です。また、市民と行政だけでなく様々な立場の市民同士が相互に交流することで情報共有や連携を強化することが必要ですが、そういった場が少ない現状となっています。

また、市民参加や協働を促進する制度や仕組みもまだまだ不足している状況です。

②市民と行政の双方に見られる固定観念

市民と行政において、双方が対話する機会が少ないことから、互いの考えや活動環境などについて相互理解ができていないため、市民においては、「行政に依存してすべて行政に任せて解決してもらおう。」といった考えが強く、行政においては、「市民に業務は任せられない。」といった固定観念があり、お互いが話し合い、双方が役割分担して課題解決する関係性を築くことができていません。

2 協働のまちづくりの考え方

ここでは、まちづくりの現状と課題を踏まえて、すべての市民が自ら考え、相互に連携・協力し、協働によるまちづくり活動を行うために必要となる考え方について次のように定めます。

(1) 協働の定義と領域

① 協働とは

この指針では、「協働」を次のように定義づけします。

様々な活動主体（※1）が、それぞれが持つ可能な役割を活かし、互いに相手を尊重し、相互に補完し合い連携・協力することで、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けて取り組むこと。

（※1）様々な活動主体とは

本市に在住・在勤・在学するすべての人
区、自治会、子ども会、PTA、消防団、婦人会、シニアクラブ、NPO法人、ボランティア団体、文化・スポーツ団体、学校、企業（農業、商工業、病院等）、JA、商工会議所、社会福祉協議会
行政（国、県、市）、議会
など地域活動を行うすべての人びとが主体となります。

この指針では、上記のような様々な活動主体同士が連携・協力することにより、互いの共通する目的が実現することを推進します。

まちづくりの活動主体は、行政のみではなく市民全員が活動主体であり、その連携する組み合わせは、市民と行政だけではなく、例えば、区とNPO法人、学校とボランティア団体など、様々な組み合わせで相互に連携し、共通目標を実現することで活力あるまちにすることを目的にこの指針を策定します。

② 協働の領域

協働による事業を実施するとき、連携するそれぞれの活動主体において自己が担うことができる領域は様々です。

そのため、ひとつの同じ目標を実現するために異なった活動主体同士が協働で活動する場合においても、その目的に応じたそれぞれの役割やその負担の割合もその活動主体の能力に応じて異なってきます。

活動主体の双方で役割分担や負担割合を協議し、共通する目的を達成するためにどの部分を誰が責任を持って担うのかを定め、双方が相互に相手を理解・尊重し、連携・協力しながら取り組んでいくことが必要です。

③協働の原則（市民と行政が協働を進める上で配慮すること）

協働によるまちづくりを推進するため、次の項目を基本原則として定めます。

《対等性》

民主主義の原理からすれば、市民が主役であり、行政は公共に奉仕する立場ですが、具体的な政策を練るという場面では、それぞれの活動主体が対等な関係で連携・協力しまちづくり活動に取り組むこと。

《自立性》

自分がまちづくり活動を行う主体であることを自覚し、地域社会へ貢献するために自らの責任のもとに自分の役割を果たすこと。

《相互理解》

互いの立場を理解・尊重したうえでまちづくり活動を行うこと。

《目的の共有》

現場主義に徹し、当事者に接近していくことを通じて、お互いが共有する目的を相互に理解し合い活動に取り組むこと。

《補完性》

様々な立場の特性や長所を活かし、不足する部分を互いに補完し合うことで、相乗効果を生み活動内容を豊かにすること。

《相互の役割合意と評価》

互いに補完し合う役割について、当事者同士が合意し、共に活動したあと相互に活動内容について評価と検証を行うこと。

《情報共有》

活動主体が抱える地域課題や協働に関する活動内容などの情報を公開し、その情報を皆で共有することで、協働による取り組みを活性化させること。

(2) 共通の視点

①問題・課題の把握とその共有化

市民全員でまちづくりを取り組むためには、誰もがいつでもどこでも必要な情報を得ることができるような環境が必要です。

情報を共有することで、多くの人々がひとつの課題を把握し、その課題に対し自分は何ができるかを考え、様々な人が連携・協力し自分のできる役割を果たすことで、課題を解決することができます。

情報は積極的に発信し、多くの人と共有しましょう。

②協働に対する意識の向上

自分がまちづくりの担い手であることを認識し、自分のできる役割を果たしましょう。

まちづくりは日常です。普段からこの街に住む市民として、街をきれいで安心できる住みやすい街にするために、自分の無理のない範囲で行動できることは何かを意識しましょう。

③連携や支援の充実

様々な人が連携・協力することではじめて実現できる課題はたくさんあります。

しかし、それらの活動主体同士が連携するためには、それらをつなぐ仕組みが必要です。このことから様々な人をつなぐコーディネーターを育成し連携しやすい環境を作りましょう。

また、連携して活動するには、様々な人が交流する場や機会を多くつくる必要があります。地域課題について、情報を共有する場を多く作りましょう。

④地域資源の活用

人、お金、モノ、情報などあらゆる地域資源を活用し、様々な資源を異分野や異世代などの本来と異なる活用方法を用いることで、資源を最大限有効に活用しましょう。

また、空き店舗の活用や人材バンクによる技術、知識の地域支援など、地域資源を掘り起こし、今ある資源に付加価値をつけるために様々な人たちで資源を活かすアイデアを出し合しましょう。

⑤協働をめぐる制度・環境の整備

協働のまちづくりを推進するためには情報を共有する仕組み、地域資源を活かす仕組みが必要です。こうした役割を担う地域活動を支援する組織を設立し、活動主体同士が連携・協力しやすい環境を作りましょう。

また、課題や問題を話し合う機会を増やし、誰もがいつでも参加できる場を多く作りましょう。

3 協働のまちづくりの方向性

ここでは、すべての市民が協働によるまちづくり活動を行ううえで、必要となる環境や仕組みなど、協働という手法によるまちづくりを推進するための方向性を次のとおり定めます。

(1) 市民活動・地域における環境・仕組みづくり

①活動主体（地域の諸団体）のあり方

積極的に地域活動に関わり、固定概念にとらわれずに多くの取り組みにチャレンジしましょう。また、自己の活動範囲だけで完結せずに、活動状況や内容について情報交換を行い、横のつながりを強く持ちさまざまな活動主体と連携・協力して活動しましょう。

②活動主体が相互に連携できる環境

人とのつながりを大切にして、思いやりを持ち支え合う環境をつくりましょう。

声かけやあいさつ運動を推進し、日常から連携を図りやすい環境を整備しましょう。

また、地域ごとにまちづくり協議会を設置するなど活動主体が情報交換・交流できる場を数多くつくりましょう。

地域課題に対し協働で活動する際、それぞれの活動主体の得意な分野、強みをつなぎ合わせるコーディネーターの存在が重要です。こうしたコーディネーターを育成し、多くのつなぎ役となる人材を育てましょう。

③地域資源が循環する取り組み

人、お金、モノ、情報などの地域資源を最大限に活用するために、積極的に地域資源の価値を高めるアイデアを出し合い、地域資源に付加価値をつけ、有効に活用していきましょう。

行政だけで課題解決するのではなく、地域でできる取り組みとして、寄付による資金循環や地域資源を活かしたソーシャルビジネス・コミュニティビジネスなどによる課題解決の方法などを普及させて自立した地域活動の仕組みを作りましょう。

(2) 行政における環境・仕組みづくり

①市民参加の環境

行政では市民が参加しやすい環境として、情報の収集、発信、共有などを積極的に行い、様々な人たちが情報交換できる場を数多く設け、連携や協力がしやすい環境をつくりまします。

また、市民が市政へ参画しやすい仕組みをつくり、相互に対話しやすい環境を作ります。

- ・(仮称)協働のまちづくりセンターの設置
- ・市の政策に対する市民からの提案を活かす仕組みの創設
- ・各担当課でワークショップを積極的に開催
- ・市の政策を市民が評価し、協働の切り口を模索する行政プロセスの確立

②市民活動・地域活動への支援

地域課題に取り組む活動主体に対し、その取り組みが持続可能なものとなるように支援を行い、その活動が地域内に根付き、様々な領域に波及し循環するような取り組みになるための支援を行います。

また、様々な活動主体が連携するための仕組みをつくり、協働による地域活動が活発に行われるような連携の推進に関する支援を行います。

- ・地域の連携に対する支援
- ・地域担当職員制度の導入
- ・ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスの起業への積極的支援
- ・コーディネーターの育成支援
- ・提案型地域活動補助金制度の導入
- ・地域活動資材支援制度の導入

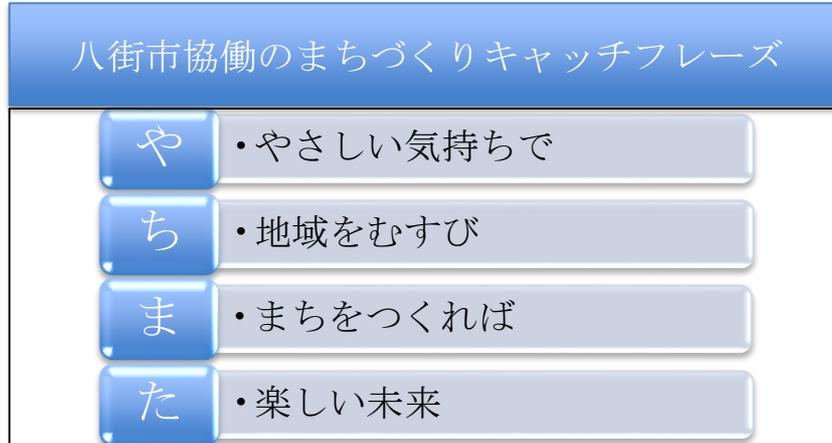
③地域資源を活用する体制（制度、手続き）

人、お金、モノ、情報などの地域資源を最大限に活用するため、地域資源の把握を行い、その資源に対し付加価値をつけ有効活用するための施策・支援を行います。

- ・地域資源を活かした政策づくり（政策の見直し）
- ・市民提案制度の導入
- ・地域資源に関する研究
- ・協働事業に対する目的別寄付金の創設
- ・人材バンクの設置

4 八街市協働のまちづくり行動理念

ここでは、協働のまちづくりに必要な環境や仕組みを整備し、八街市が目指す協働のまちづくりにおいて、大切にしたいことを次のとおり定めます。



人にやさしく、地域で支えあい明るい未来が見えるまちづくりを目指して！

八街市協働のまちづくり行動理念

分類1 地域の関係性・意識の向上

標語1 人と人がふれあい、つながりのある地域を目指しましょう。

標語2 声かけ、あいさつをし、顔の見える街にしましょう。

標語3 できる事から始める「参加する意識」を心がけましょう。

標語4 市民ひとりひとりが自分で考え、行動する街をつくりましょう。

分類2 地域交流

標語5 情報を発信、共有しみんなで話し合う街にしましょう。

標語6 交流や話し合いの場を多く設け、参加しやすい街をつくりましょう。

分類3 地域資源

標語7 ふるさと「やちまた」に誇りと愛着をもち、豊かな資源を有効に活用し、将来世代につなげていきましょう

分類4 連携

標語8 縦のつながり・横の広がりを実感させ、様々な活動主体が豊かな発想をもって協力し合うことのできる街にしましょう

分類1 地域の関係性・意識の向上

標語1 人と人がふれあい、つながりのある地域を目指しましょう。
人とのつながりを大切にし、やさしい気持ちで助け合い、協力し合いながら暮らすことのできる地域を目指していこうとするものです。

標語2 声かけ、あいさつをし、顔の見える街にしましょう。
日頃から声を掛け合い、向こう三軒両隣の間を広くに広げ、まとまりのある地域にしていこうというものです。

標語3 できる事から始める「参加する意識」を心がけましょう。
このまちで暮らすことがすでに参加です。日常から無理のない範囲で自分にできることを心がけることで住みよい街にしていこうというものです。

標語4 市民一人ひとりが自分で考え、行動する街をつくりましょう。
人に任せるのではなく、自らが進んでこの街のためにできることは何かを考え行動し、街を良くしていこうとする市民意識を育ていこうというものです。

分類2 地域交流

標語5 情報を発信、共有しみんなで話し合う街にしましょう。
地域課題を解決するための有益な情報や何が問題となっているかという共通認識を持つためにも、情報を集め、その情報を発信し、多くの人で共有することで、まちづくりの活動を活性化させ、より豊かな街にしていこうとするものです。

標語6 交流や話し合いの場を多く設け、参加しやすい街をつくりましょう。
情報交換の機会を多く設けることで、豊かなまちづくりのアイデアが生まれ、そのアイデアがより良いまちづくりに活かされること。また、まちづくりに参加しやすい環境を整え、市民全員でより良い街をつくり上げていこうとするものです。

分類3 地域資源

標語7 ふるさと「やちまた」に誇りと愛着をもち、豊かな資源を有効に活用し、将来世代につなげていきましょう
「やちまた」という地域に誇りと愛着を持って、その豊かな資源を最大限に活用し、地域で循環する仕組みを取り入れ、地域を活性化させる取り組みを行い将来世代へ資源を引き継いでいこうとするものです。

分類4 連携

標語8 縦のつながり・横の広がりを充実させ、様々な活動主体が豊かな発想をもって協力し合うことのできる街にしましょう

さまざまな人たちがつながり、連携・協力してまちづくりに取り組むことで豊かな活動が生み出され、互いに助け合いながら安心して暮らせる街にしていこうとするものです。

※以下は各分科会の最終報告で提案された内容です。

第1分科会

- ・標語1：身近で、ぬくもりと人の輪が広がる集いの場・交流の場をつくりましょう
 - ・多様な世代が気軽に安心して交流できる場を豊かにすることが必要です
集い・語り合える場があることで、助け合いや相談ごとができる機会につなげることが大切です
- ・標語2：互いに理解し、認め合い、支え合いながら共に生きがいの持てる温かい地域にしましょう
 - ・地域内のみんなが、それぞれの立場を尊重し、顔見知りの関係をもちながら自分らしく生きていける地域づくりが必要です
楽しく気軽につながりを持ちたくなるような多様な機会と情報提供をしていきます
- ・標語3：お互いを思いやり、寄り添いながら安心と信頼にあふれた地域を育みましょう
 - ・地域内のいろいろな人たちが、生き生きと活動し自己実現できるような安心・安全な環境を培い、自信と信頼に満ちた地域を育てていきます
 - ・1対1の関係ではなく、地域の人それぞれのできることを行い、互いに相談し、解決はしなくとも関わりを持ち続けることを心掛けます
- ・標語4；個人や市民活動団体が豊かな発想をもって、納得して活動できるようにマッチング（組み合わせ）し、適切な活動につなげていく体制を整えましょう
 - ・それぞれの主体が目標を共有して活動できるように拠点作りをして、その拠点が情報収集・発信そして交流の場として機能し、効果的な活動につながる支援体制を整備します
- ・標語5；地域や市民活動団体の情報を分かり易く、はっきり伝え、双方向で交流できるようにしましょう
 - ・市民活動団体の情報を収集し、協働に関する情報を一元化すると同時に、情報発信できる環境を整備します
また、I T Cを積極的に活用して、市民同士あるいは市民と行政による双方

向のコミュニケーションを活性化していく仕組みづくりを進めます

- ・標語6；ふるさとに誇りと愛着をもち、豊かな資源を将来世代につなげていきましょう
- ・未来あるまちづくりのために、ふるさとの文化や自然、知恵、そして人と人とが紡いできた信頼関係を丁寧に将来世代につなげます

第2分科会

- ・標語1：市民と地域の絆を深め、安心して子育てができる、パパ・ママ応援都市を目指そう！
- ・標語2：子どもから高齢者まで、全ての市民が楽しく生涯学習ができる、教育都市を目指そう！
- ・標語3：地域・家庭・学校・行政の連携を深め、斬新で一步進んだ教育支援都市を目指そう！
- ・標語4：未来を担う子ども達の健やかな成長を願い、地域と行政が一体となった共育都市を目指そう！
- ・標語5：ふれあい・助け合いを大切にし、出会い・発見・感動ができる、住みよい都市を目指そう！
- ・標語6：地域の資源を大切に、誰もが生き生きと豊かに暮らせる、人に優しい都市を目指そう！
- ・標語7：縦の繋がり・横の広がり充実した、誰もが安心・安全を実感できる都市を目指そう！
- ・標語8：充実した教育情報を誰もが共有できる、情報発信の都市を目指そう！

第3分科会

- ・標語1 人と人とがふれあい、つながりのある地域を目指しましょう。
- ・標語2 地域での犯罪を許さない街を目指しましょう。
- ・標語3 自らの地域は自らで守り育てましょう。
- ・標語4 ボランティア活動で心豊かに生活できるいきいきとした街を目指しましょう。
- ・標語5 日頃から災害に対する備えと防災意識を高めましょう。
- ・標語6 情報を発信、共有しみんなで話し合う街にしましょう。
- ・標語7 声かけ、あいさつをし、顔の見える街にしましょう。
- ・標語8 自助、共助、公助で安全、安心な街をつくりましょう。
- ・標語9 市民ひとりひとりが自分で考え、行動する街をつくりましょう。
- ・標語10 できる事から始める「参加する意識」を心がけましょう。
- ・標語11 地域へとけこみ「真の八街市民」になりましょう。

5 協働のまちづくりのアイデア（分科会報告より）

ここでは、今後、本市において協働に関する豊かなアイデアが数多く生まれるきっかけとなることを願い、八街市協働のまちづくり検討会における5つの分科会で調査研究した協働のまちづくりに関するアイデアについて掲載します。

八街市協働のまちづくり検討会分科会は、第1分科会が高齢者・障がい者福祉、第2分科会が子育て・教育・生涯学習、第3分科会が防犯・防災・ボランティア、第4分科会が環境・都市計画、第5分科会が経済・産業・観光をテーマとして調査研究を実施しました。

調査・研究したアイデアは、次の3つの項目に分類するように整理しています。

- (1) 地域における取り組み方法
- (2) 行政における取り組み方法
- (3) 市民と行政との関係を充実させる方法

各分科会のアイデアは次のとおりです。

(1) 地域における取り組み方法

1. つながり

- ・あいさつ、声かけを日頃から実施し、向こう三軒両隣の関係性を再構築する
- ・「防災、減災」を目的とする高齢者、障がい者などの社会的要支援者の把握を地域で行い、情報の共有を図り日常からつながりを持つ。
- ・区、町内会等の加入促進により地域の連帯感を強化する。

2. 交流・参加

- ・異世代や障がい者などあらゆる立場の人が、防災訓練やスポーツ、学校教育、ボランティア活動、農業体験などの場などにおいて交流を図る。
- ・団塊世代を中心としたシニア世代の能力・技術を活用したコミュニティビジネスの促進
- ・1日1回ボランティア宣言（10分間ボランティア宣言）
- ・文化財、史跡の活用、行事、祭りの伝承等による豊かなふるさとづくり

3. 安心・安全

- ・区、自治会の活動強化による自助、共助意識に基づく安全なまちづくり
- ・災害時に活用する防災登録カードを作成し、近所で助け合うネットワークを作り、防災マップを地域ごとに作成する。
- ・高齢者に対する外出支援をシニアボランティアに依頼し安心して外出できるようにする。
- ・散歩する際、防犯意識を持って、散歩することで防犯パトロールを兼ねる。（気

軽に無理のない防犯意識の向上によるまちづくり参加)

・地域住民による道路の舗装状態などの整備状況の把握と危険箇所の把握を行い、点検した結果を定期的に行政へ連絡する。

4. 環境整備

・道路、公園、里山、山林、空き地などについて、地域住民が自主的に清掃管理する。

・自宅や公共施設への花瓶、花差し、プランター、花壇などの設置を普及させ、花木で彩られた心安らぐ街を市民でつくる。

・砂埃の対策として、畑の所有者の麦等の作付け、垣根の設置を推進する。

※以下は各分科会の抜粋です。

第1分科会

※誰もがつながり、居場所のある地域づくり【つながり】

- ・向こう三軒両隣の関係性を再構築するために、日頃からの「挨拶」「声掛け」活動を実施する⇒横のつながりと見守りの再確認
- ・「防災・減災」を目的とする登録カードを地域で作成し、高齢者や障がい者など社会的弱者との緊急時のつながりと情報の共有を図る
- ・地域内で防災グッズを配布するなどして、つながりを持つことに努める
- ・防災訓練の炊き出し練習をキッカケにして「みんなで作り、食べる」というプログラムを演出して、異世代とのつながりや交流を図る
- ・気軽に集まり、楽しみを分かち合いながらつながれる居場所、いわゆる地域サロンの設置（カラオケ・踊り・手芸・世間話など）
- ・「スポーツの楽しさを伝えたい」NPO、「新しい知識・技術・経験を身につけたい」ボランティア、「運動の機会を求める」障がい者によるスポーツを通じた出会いの場、つながりの場づくり
- ・学校という概念を外したフリースペース（居場所）における障がい者と多様な世代や人による交流（ダンス、パソコン、アニメ鑑賞など）

※誰もが地域の一員であり、活動に参加できる地域づくり【参加・交流】

- ・一人暮らし高齢者や老夫婦を学校や保育園、幼稚園に招き、お食事会、絵や手紙の交換会など行って交流を図る
- ・知的障害、発達障害など目に見えない障害の理解が乏しいことから、市内各地域でミニフォーラムを開催する
- ・子どもが集まるコンサートと障害に関する講演をコラボさせ、障がい理解・相互理解を進める
- ・市内小中学校の特別支援学級・合同発表会に地域の人たちを招待し、地域の一員としての活動や学習発表を参観してもらう
- ・学生ボランティアと障がい者の特性を生かした企画・運営を駅前空き店舗や大型スーパーのスペースで実施し、地域の人たちとの交流をつくり出す

- ・障がい者を農業の担い手として育て、地域に参加しながら生きがいの場を創出する（農業と福祉の連携、いわゆる農福連携によるソーシャルファーム構想）
- ・団塊世代を中心としたシニア世代の能力・技術を活用したコミュニティー・ビジネスの促進

※いつでも助け合い、支えあえる安心・安全な地域づくり【安心・安全】

- ・防災登録カード作成時に「ご近所助け合い欄」を設けて、いざという時の安心ネットワークづくりを進める
- ・登録カードを基にした防災マップ作りを各地域ごとに取り組む
- ・高齢者の地域サロンへの外出支援をシニアボランティア（福祉有償輸送）にお願いし、安心して外出できるようにする

※気軽に相談し合える地域づくり【相談】

- ・健康や福祉に関わる情報を、保健推進員や民生委員が提供・周知しながら気軽に相談できる取り組みをする
- ・自治会、町内会などの会合やシニアクラブの活動を地域サロンで開催する
- ・地域サロンをコミュニティカフェと位置づけ、健康相談、お悩み相談など問題が深刻化する前に、気軽に相談できる場とする（課題を抱える人の一時避難所としても活用）
- ・現状の生活課題や福祉課題を気軽に相談、話し合える協働サロン又は協議体を設置する

（地区社協、あるいは学区連絡会議を母体とし、自分たち地域のまちづくりを話し合う）

⇒地域協働連絡会議 B

※世代を超えて、共に学び、思いやりの気持ちを育む地域づくり【思いやり】

- ・地域サロンに子どもたちを招待して、昔遊びや読み聞かせ、おやつ作りなどして思いやりを育み、交流を図る
- ・子どもたちの放課後支援のために、学校資源を有効活用し、且つシニア世代の能力・技術・経験を生かして学習支援・運動支援・体験学習などを進めていく

第2分科会

『人材と場所の提供』

- ・各々の地域の人達が活動参加することで、継続的な運営に繋がる。
- ・コミュニティセンターだけではなく、工場（倉庫）の空き地や空き店舗、店舗の空きスペースなどを有効活用する。

第3分科会

[防犯]

- *声かけ・あいさつ運動の推進
- *〇〇しながらパトロール

[防災]

- *区、町内会等の加入促進により地域の連帯感を強化する

[ボランティア]

- *1日1回ボランティア宣言（10分間ボランティア宣言）

第4分科会

分類1：いつまでも住み続けたいくなるような活力あるまちづくり

- ・公共施設の積極的活用等を図り、地域コミュニケーションの活性化による、安全で子どもや高齢者にやさしいまちづくり
- ・区（自治会）の活動強化による自助、共助意識に基づく安全なまちづくり
- ・らっかぼっち等八街らしい景観の維持、里山の活用、自然環境の整備等による緑豊かなまちづくり
- ・文化財、史跡の活用、行事、祭りの伝承等による豊かなふるさとづくり
- ・移住、定住者の増加のきっかけをつくるため、産地直売の実施、産業まつりの開催等により、八街の良さを積極的にPR

分類2：安全な道路交通環境の整備

- ・定期的な地域住民による道路の整備状況、歩道、側溝の危険箇所、街灯の点灯状況等についての、行政への連絡体制の周知徹底
- ・地域の防犯パトロール隊、シニアクラブ等の既存組織の協力を得て、道路の危険箇所の点検、連絡
- ・安全な道路を確保するため、市民の協力を得て、張り出した樹木の枝打ちの実施
- ・農家の協力を得て、麦等の作付け、垣根の設置による砂ぼこり対策の実施
- ・交通安全対策強化のため、ドライバーの心配り、マナー向上、自転車利用者の交通ルールの遵守徹底

分類3：花いっぱい清潔なまちづくり

- ・ゴミのポイ捨て禁止、小さなゴミ拾い、ゴミゼロ運動の複数回実施
- ・市民による自主的な道路の雑草刈り、里山、山林小川、側溝の管理、清掃による清潔なまちづくり
- ・花いっぱい運動の展開、そのための種苗配付、交換会の実施
- ・空地、公園の自主的な清掃管理
- ・プランター、花瓶、花差し、花壇等の設置による心安らぐまちづくり

(2) 行政における取り組み方法

1. 行政組織の環境

- ・行政組織として、市民活動を推進する担当部署を設置し、行政組織内の連携及び様々な活動主体との連携を推進する。
- ・市内での「協働」に関する調査・研究・研修を定期的実施し、協働に関する意識を向上させる。
- ・地域担当職員制度の導入など市民と連携する仕組みをつくる。

2. 行政の役割

- ・各種団体と個々の市民との橋渡し（マッチング）を行う
- ・市民に必要な情報を収集し発信する（広報、ホームページ、回覧の活用）
- ・話し合いの場をたくさん設け、情報交換・情報共有できる機会を増やす。

3. 協働の手法

- ・地域活動にかかる費用に対し、補助金等の資金援助を行い経済的な支援を行う。
- ・地域住民による自主的な公共施設の管理・整備において、必要となる資材を提供する。（地域活動資材支援制度）
- ・地域活動に意欲が出るような表彰制度などの仕組みを取り入れる。

4. 意識の向上・啓発

- ・協働事業に関する市民の意識向上のための、講演会や講座を開催する。
- ・協働で行う市民活動の取り組みについて、広く啓発し意識の向上、当事者参加の推進を図る。
- ・既存の市事業で、協働で行っているものを具体例として指針等に明示しイメージ化する

※以下は各分科会の抜粋です。

第1分科会

- ・市内に「協働まちづくり推進室」C を設置して各担当課との横のつながりを強化する
（各担当課の職員一人が推進室委員を兼務する）
- ・市内各地域サロンの情報交換会の企画・開催
- ・地域包括ケアや認知症などに関わる講演会・研修会の企画・開催（講師の紹介、募集も含む）
- ・人材育成の主旨を持った研修会、勉強会の実施

- ・効果的な広報スキル（文章表現の仕方、レイアウト、色使いなど）を高め、
広報誌・ホームページの情報発信能力を高めて情報の周知にあたる
- ・庁内で「協働」の研修会・勉強会を定期的実施する

第2分科会

『情報の収集と発信』『企画』『資金（補助金）』 ← 受益者負担が基本

- ・人気のある企画（行事）だけではなく、市民の要望を取り入れて実施するには、情報の収集と発信は必要不可欠である。
- ・行政の担当者は、各部局との調整役も担わなければならない。
- ・運営資金は受益者負担が基本であるが、費用面での補助は不可欠であり、収支管理も重要と考える。

第3分科会

[防犯]

- * 区組織、町内会組織を活用した呼びかけをする
- * 「広報やちまた」や「ホームページ」の活用

[防災]

- * 回覧板に防災時の心構え等を記載し常に意識づけをする

[ボランティア]

- * ボランティアセンターの充実

第4分科会

分類1：いつまでも住み続けたいような活力あるまちづくり

- ・学校、公民館、コミュニティーセンター等の公共施設を積極的に開放
- ・区（自治会）を通じての行政情報の提供、区活動への支援、協力強化
- ・落花生生産等の農業振興策の強化をも含めて緑豊かなまちづくりへの支援協力
- ・文化財等についての広報の強化、講演会、研修会の開催、学校教育との連携強化

分類2：安全な道路交通環境の整備

- ・市民による道路点検にあたっての市民責任者への委嘱、必要な資材の提供等の活動の支援、協力
- ・既存組織活動の活性化のための資材の提供、活動の支援、協力
- ・張り出し樹木の枝打ちの実施のための樹木所有者への連絡、橋渡し、スケジュール調整、必要資材の提供、場合によっては警察への連絡

分類3：花いっぱい清潔なまちづくり

- ・ゴミポイ捨て禁止等の看板の作成と配付
- ・ゴミゼロ運動等の呼びかけの提唱と広報
- ・花いっぱい運動の展開のための広報と、種苗配付についての支援
- ・道路の草刈り、里山の管理等についての農家、農業団体等への協力依頼、資材

の提供

- ・空き地、公園の管理のための責任者の公認、必要資材の提供、協力

行政の役割

市民協働を推進するために必要な環境整備（啓発、人員配置）を行う

活動する仕組み、居場所の提供

各種団体と個々の市民との橋渡し（マッチング）を行う

市民に必要な情報の提供、発信（広報、ホームページ、回覧の活用）

既存の市事業で、協働で行っているものを具体例として指針等に明示しイメージ化する

(3) 市民と行政との関係を充実させる方法

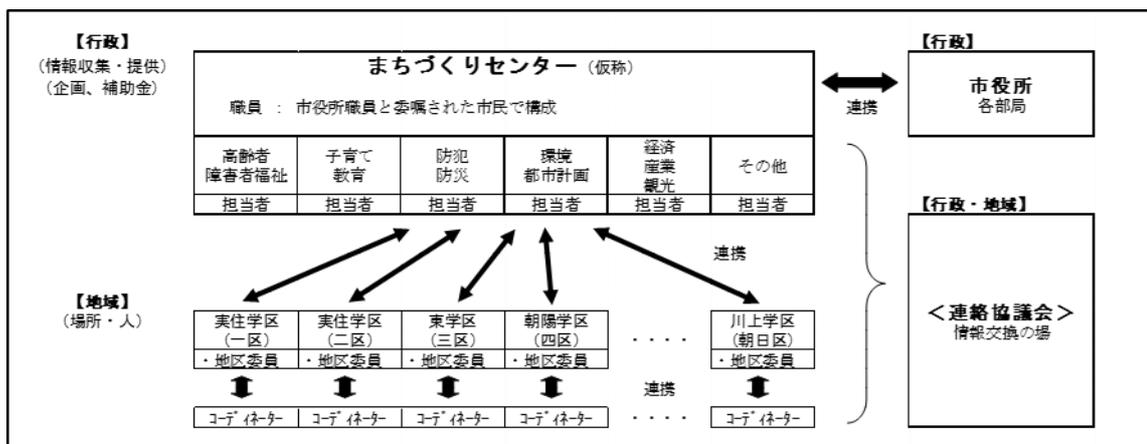
1. まちづくりセンター（仮称）の設置

・地域と行政が連携した、情報交換の場が必要であると考えたことから、まちづくりセンターには、シンクタンクとしての役割として、情報の収集、発信する機能を備え、誰もが出入りできる場所として位置づけ、コーディネート機能を備えた交流や連携を促進する場としても機能する施設を想定し考案した。

・他部局の同一業務やセンターの業務が埋没する事を避けるため、センターの設置にあたっては、権限や分掌などに十分な留意を払わなければならないと考える。

・センター職員は、「協働」を意識して市職員と市民で構成することが良いと考える。従って、市職員は他課との兼務ではなく専従とし、市民はボランティアの意味合いから非専従とする。

・既存組織である学区連絡協議会や各地区の社会福祉協議会などを利用し、その組織の役割を地域支援活動にまで広げる。



2. 地域活動テーマ別連絡協議会の設置

地域活動のテーマごとに関係する団体が定期的に現状の把握や課題について、議論する場を設けることで、課題解決に向けた情報交換、情報共有が行われ、連携による充実した地域活動が行われることが期待できる。

事例

・交通安全対策強化のため、歩行者、ドライバー、自転車利用者、交通関係事業者、行政、警察、学校等との定期的な話し合い

・砂埃対策における麦等の作付けにあたっての種子の配付等、農業振興策の充実について、農業者、農業団体、行政などが協力方法、支援体制を定期的に話し合う

3. 行政職員の意識

- ・行政職員は市民とのパートナー意識を持ち、一緒にまちづくりを進める意識を持つ。
- ・行政ができない仕事でも、市民協働によってできるものはないか常に考える。
- ・一部の行政職員のみが市民協働に携わるものではなく、全庁的な自覚を持つ。

4. ふるさと納税の利活用

ふるさと納税制度として、八街市では「落花生の郷やちまた応援寄付金」制度が設けられています。

応援寄付金は、八街市総合計画2005に基づく「八つの街づくり宣言」の中から寄付金の使い道を指定することができます。

こうした寄付金を八街市にゆかりのある多くの方からいただくことができるように、制度の啓発を積極的に行い、寄付金を集め、八街市の住民サービスの施策事業の財源にあてることができるようにする。

また、ふるさと納税制度の寄付金は、所得に応じて住民税、所得税がある一定額の税制優遇措置を受けることが可能であり、そういった制度の利点を積極的に啓発し寄付を募る。

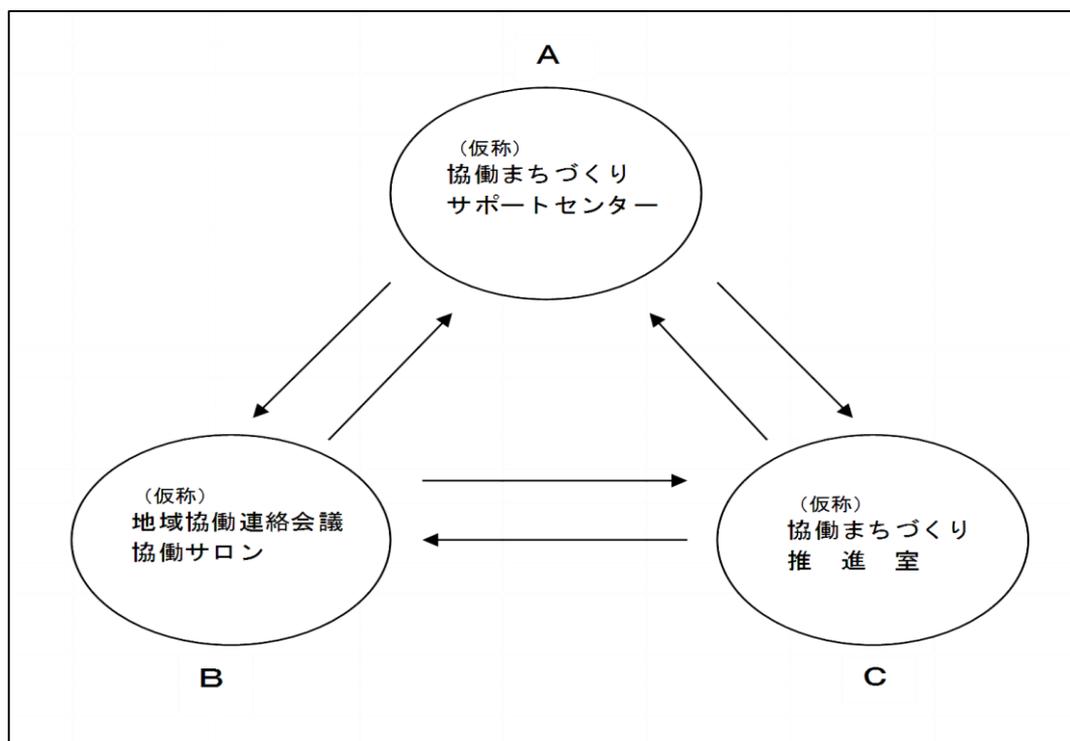
さらに、寄付金額1万円以上の寄付者に対しお礼の品が提供されていますが、お礼の品の内容としては、現在、落花生の詰め合わせや夏季限定でスイカが用意されています。このお礼の品の種類について、八街市の他の野菜などの特産品を、JAや商工会議所の協力を得て、四季を通じて用意し提供することで、市の特産品のPRにもつながり、寄付者の支援の拡大にもつなげることが可能と考えます。

また、ふるさと納税とは別に協働に関する市民活動に対し、その活動内容に賛同した人が寄付できる仕組みを作り、地域活動の資金面の支援を地域住民がしやすい環境を整え、地域住民で活動を支え合う仕組みを構築する。

※以下は各分科会の抜粋です。

第1分科会

- ・既存のNPOの成功事例を情報共有する
 - ・地域の福祉施設やフォーマルな地域サロンとの定期的交流を図る
 - ・欲しい情報を現場に一番近い市民側から提供してもらい情報を共有する(既存のNPOから講師派遣やガイドブックを作成してもらう)
 - ・地域の空き家を活動拠点として利用できるようにして、地域の集いの場づくり、自らの経営も成り立たせていく取り組みをする(NPO立ち上げのための資金援助、空き家対策)
 - ・社会福祉法人が利潤を積極的に地域に還元できる政策や合意形成を図る(外出・移送支援に、社会福祉法人所有車の空き時間を利用する取り組みの検討)
- ・人材バンクの設立
- ・現状のボランティアセンターを含め、各種市民団体との情報共有と交流の場を設け、まちづくりを討議し合いながら、市民と行政とのコーディネートを一元的に行える協議体の設立⇒協働まちづくりサポートセンター A

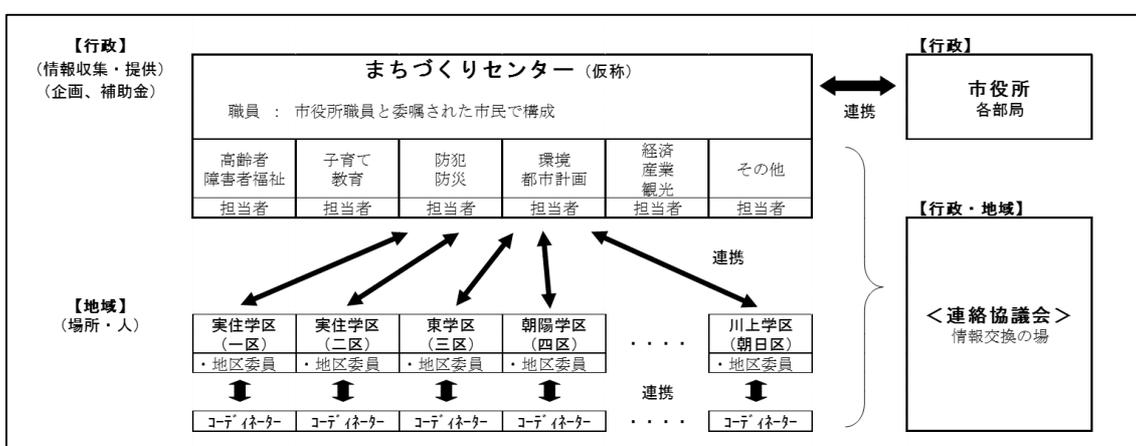


第2分科会

『まちづくりセンター（仮称）の設置』

- ・地域と行政が連携した、情報交換の場が必要である。
- ・他部局の同一業務やセンターの業務が埋没する事を避けるため、センターの設置にあたっては、権限や分掌などに十分な留意を払わなければならないと考える。
- ・センター職員は、『協働』を意識して市職員と市民で構成することが良いと考える。

従って、市職員は他課との兼務ではなく専従とし、市民はボランティアの意味合いから非専従とする。



第3分科会

[防犯]

- * 登下校の児童・生徒の見守り
- * 防犯団体の設立促進及び防犯団体間の情報交換会の開催
- * 学区単位に連携（市民、各団体、行政が連携する）
- * 市の花「ヒマワリ」を育てる（ヒマワリロード等）
- * 「子ども110番の家」の推進

[防災]

- * 自主防災組織の設立を促進する
- * 防災予防教室や防災訓練の実施と参加
- * 商店、事業所とタイアップして防災フェアを開催（防災コーナーの設置）
- * 地域安全（防犯・防災）マップの作成

[ボランティア]

- * ボランティア活動の啓発
- * ボランティアネットワークの構築
- * ボランティア組織の有効活用

第4分科会

分類1：いつまでも住み続けたいくなるような活力あるまちづくり

- ・各種市民活動の支援、協力と各種団体間の連携の橋渡し
- ・空き家バンク制度の周知と空き家所有者への積極的な登録促進

分類2：安全な道路交通環境の整備

- ・市民からの通報体制の強化の一つとして、市民からの携帯電話等による撮影画像等の送信を受け入れ、活用するシステムの構築
- ・麦等の作付けにあたっての種子の配付等、農業振興策の充実について、農業者、農業団体と協力方法、支援体制についての話し合い
- ・交通安全対策強化のため、歩行者、ドライバー、自転車利用者、交通関係事業者、行政、警察、学校等との定期的な話し合い
- ・学校と連携を密にし、子どもの交通安全対策を強化
- ・全市を挙げて交通安全対策に取り組むため、各種講習会、交通安全教室等の開催

分類3：花いっぱい清潔なまちづくり

- ・市民が自主的に行う雑草刈取り、公園管理等ではあるが、種々のトラブルが生じないように行政が実施者の公認、仕事内容等を明確にすることが必要
- ・市民の自主的活動をサポートするため、必要資材の提供、協力、サポート体制を明確にすることが必要
- ・市民への意識付けがポイントであり広報が鍵
- ・学校教育との連携が大切

職員提案

- ・職員は市民とのパートナー意識を持ち、一緒にまちづくりを進める意識を持つ
- ・行政ができない仕事でも、市民協働によってできるものはないか常に考える
- ・一部の職員のみが市民協働に携わるものではなく、全庁的な自覚を持つ

第5分科会

- ・ふるさと納税の利活用

既にふるさと納税の制度は導入され、活用していただいた方には、お礼の品として八街市の特産物である落花生、今年は夏限定でスイカを贈ったところです。今年は、これまでより大きな反響があったと聞いています。八街市の特産物はやはり落花生ですが、スイカや里芋、人参、生姜等の野菜も特産物であります。落花生だけでなく、JAや商工会議所の協力を得て、四季に合わせた野菜をメニューに入れて八街市の（特産物の）PRをすると共に、市外の方からの支援をまちづくりに活用していく。

- ・産業まつりでの料理コンテストからのB級グルメの創作

産業まつりにおいて、昨今では市の特産野菜を使用した料理コンテストが開催されており、様々な料理が出品されました。そこで出品された料理は、そのレシピが広報にて情報提供として紹介されたところです。それで終わるのではなく、八街市特産の野菜を使って市民が創作した料理ですので、出品者の協力を得て北口市への出品や料理教室の開催、学校給食への活用等を踏まえて、店頭販売に繋げていくことでB級グルメを創作していくと共に、八街市をPRしていく。

- ・観光マップの作成

行政と市民（学校、地域等）との協働による市の観光マップを作成する。協働で作成する事で、観光資源を互いに再認識すると共に、互いの視点での掘り起こしをする。出来上がったマップは紙だけでなく、市のホームページにも掲載して利用できるようにする。できれば学区単位で作成することもいいのでは。

- ・八街市スタンプラリー

市内では観光農業として落花生やブルーベリー等の様々な収穫体験が実施されています。八街市観光マップを利用し、各観光農園あるいは作物毎で収穫体験してもらう事でスタンプを集め、景品に応募できるスタンプラリーを開催する事で八街市のPRをする。

おわりに

策定経過

○八街市協働のまちづくり検討会構成員

No	氏名	区分	推薦団体	分科会
1	山本 英雄	各種団体	八街市区長会	③防犯・防災・ボランティア
2	伊藤 時男	各種団体	八街市シニアクラブ連合会	①高齢者・障害者福祉
3	鈴木 美佐子	各種団体	八街市連合婦人会	④環境・都市計画
4	土井 英之	各種団体	八街市小中学校PTA連絡協議会	②子育て・教育・生涯学習
5	小野 洋介	各種団体	八街商工会議所	⑤経済・産業・観光
6	平山 正	各種団体	JA千葉みらい八街支店	⑤経済・産業・観光
7	尾形 淳五	各種団体	社会福祉法人八街市社会福祉協議会	③防犯・防災・ボランティア
8	田村 明夫	各種団体	八街市文化協会	④環境・都市計画
9	苅部 秀男	各種団体	八街市体育協会	②子育て・教育・生涯学習
10	牧 きぬ	各種団体	八街市ボランティア連絡協議会	③防犯・防災・ボランティア
11	沖山 榮子	公募市民	公募市民	①高齢者・障害者福祉
12	長谷川 正幸	公募市民	公募市民	①高齢者・障害者福祉
13	船木 義江	公募市民	公募市民	①高齢者・障害者福祉
14	松本 植	公募市民	公募市民	③防犯・防災・ボランティア
15	林 一美	公募市民	公募市民	②子育て・教育・生涯学習
16	村杉 雅敏	公募市民	公募市民	①高齢者・障害者福祉
17	玉川 寛治	公募市民	公募市民	④環境・都市計画
18	小山田 俊之	市職員	秘書広報課	④環境・都市計画
19	押尾 泰男	市職員	総務課	③防犯・防災・ボランティア
20	菅沼 つぐ美	市職員	企画課	⑤経済・産業・観光
21	佐藤 典子	市職員	防災課	③防犯・防災・ボランティア
22	戸田 武秀	市職員	行財政改革推進室	⑤経済・産業・観光
23	佐瀬 政夫	市職員	社会福祉課	①高齢者・障害者福祉
24	太田 ふみ	市職員	障がい福祉課	①高齢者・障害者福祉
25	中谷 健一	市職員	高齢者福祉課	①高齢者・障害者福祉
26	高梨 富美子	市職員	児童家庭課	②子育て・教育・生涯学習
27	山中 詳子	市職員	健康管理課	①高齢者・障害者福祉
28	橋本 和雅	市職員	農政課	⑤経済・産業・観光
29	遠藤 亜希子	市職員	商工課	⑤経済・産業・観光
30	櫻井 宏之	市職員	環境課	④環境・都市計画
31	根本 みき	市職員	道路河川課	④環境・都市計画
32	布施 宏明	市職員	都市計画課	④環境・都市計画
33	細谷 和弘	市職員	水道課	④環境・都市計画
34	太田 文子	市職員	議会事務局	③防犯・防災・ボランティア
35	大坂 知己	市職員	庶務課	③防犯・防災・ボランティア
36	真田 賢治	市職員	学校教育課	②子育て・教育・生涯学習
37	小川 和也	市職員	社会教育課	②子育て・教育・生涯学習
38	佐藤 晃雅	市職員	中央公民館	②子育て・教育・生涯学習
39	櫻井 靖嘉	市職員	スポーツ振興課	⑤経済・産業・観光
40	高橋 みち子	市職員	図書館	②子育て・教育・生涯学習
41	戸澤 由貴	市職員	国保年金課	⑤経済・産業・観光

八街市協働のまちづくりアドバイザー

千葉大学 法政経学部 准教授 関谷 昇